

第4期 安中市営すみれヶ丘霊園 区画墓地の募集案内



問合せ先 : すみれヶ丘聖苑
開 苑 日 : 1月3日から12月31日(友引の日は休みです)
住 所 : 安中市中野谷3637番地3
TEL・FAX : 027-382-2554
Mail : sumire@city.annaka.lg.jp

申請期間 及び 申請方法

○申請期間

令和7年 **12月 1日（月）** から 当面の間

※残り区画の状況により、受付を終了することがあります。

○申請方法

・必要書類をご用意いただき、申請窓口に提出してください。

○申請窓口

すみれヶ丘聖苑 事務所（友引の日は休みです）

※本庁舎、松井田支所、郵送での申請はできません。

1. 施設の説明

指定された区画に墓石等を建立し、焼骨を納める一般的な墓地

2. 申請対象者

下記の条件をすべて満たしていることが必要です。

- ・申請者が安中市民であること
- ・使用許可日から3年以内に墓石等を建てるができること

3. 募集施設

区分		面積	永代使用料	年間管理料
第1種	第A号地	5.0㎡（間口2.0m、奥行き2.5m）	300,000円	3,850円
第2種	第B号地	3.0㎡（間口1.5m、奥行き2.0m）	200,000円	2,310円

※年度の途中に使用許可となった場合については、年間管理料は月割りで算定します。

※使用できる区画については、申請順に、空き区画の若い番号から割り振ります。

ただし、申請の際に、返還などによる空き区画がある場合は、ご案内させていただきます。

4. 申請に必要な書類

- (1)安中市営すみれヶ丘霊園 申請チェックリスト
- (2)区画墓地使用許可申請書(様式第1号)
- (3)申請者の住民票の写し(本籍記載のもの)

申請にあたっての注意事項

○原則、霊園の申請ができるのは祭祀の主宰者に限ります。

※祭祀の主宰者とは、焼骨の葬儀の喪主、法事の施主を務めた方、祖先の祭祀を引き継いでいる方等、焼骨を守っていく立場にある方

○添付書類について

「住民票の写し」については、発行日から6ヶ月以内の原本での提出が必要ですので、ご注意ください。

5. 申請手続き

- (1)「4. 申請に必要な書類」に記載の必要書類をご用意いただき、すみれヶ丘聖苑 事務所にご提出ください。
- (2)書類の内容を審査し、適当と認められた場合は、永代使用料及び年間管理料の「納入通知書」を送付いたしますので、納入通知書に記載の金融機関等でお支払いください。
- (3)永代使用料及び年間管理料をお支払いいただいた際に金融機関等から発行された領収書をお持ちの上、すみれヶ丘聖苑 事務所にお越しください。
職員が領収を確認後、『区画墓地使用許可書』の発行をいたします。
『使用許可書』に記載された許可日以降、墓石等の建立、納骨等を行うことができます。

6. その他

- (1)使用許可日から3年以内に墓石等の建立を行ってください。
- (2)墓石等の建立は、使用者の負担により行っていただきます。
- (3)利用が認められた区画内は、使用者の皆さんにより除草や清掃などの良好な環境づくりにご協力ください。
- (4)飲食物類のお供え物は、当日お持ち帰りください。墓地を衛生的に保つため、ご協力をお願いします。
- (5)墓地の使用にあたっては、墓地条例、墓地条例施行規則などが設けられています。
これらの法令等に違反したときは、霊園の使用許可を取り消す場合がありますのでご注意ください。
- (6)区画に設置する設備の基準は下記のとおりです。

- ・墓石等の高さ : 2.0m以内
- ・盛土設備の高さ : 50cm以内
- ・囲いの高さ : 1.5m以内
- ・樹木の高さ : 1.8m以内

※各高さは地盤面からの高さです。

※区画の場所や時期により、地下水位が高いことがあります。

カロートの深さは、水はけが悪くなる恐れがありますので、地盤から 30cm以内での施工をお願いいたします。

安中市営すみれヶ丘霊園条例 抜粋

（使用許可の取消し）

第18条 市長は、使用許可を受けた者又は生前登録を受けた者（第12条第1項の規定により当該生前登録に係る合葬墓を使用する権利を承継した者を含む。以下次条及び第21条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可又は生前登録を取り消すことができる。この場合において、使用許可の取消しを受けた者は、速やかに当該取消しに係る焼骨を引き取らなければならない。

- （1）この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- （2）第9条第2項（第11条第1項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反したとき。
- （3）第25条の規定に違反したとき。
- （4）第12条第2項の規定による申出がなく生前登録を受けた者が死亡した日から5年を経過したとき。
- （5）使用許可を受けた目的以外に施設を使用したとき。
- （6）使用許可を受けた後に正当な理由がなく、引き続き3年以上施設を使用しなかったとき。
- （7）所在不明となって、7年を経過したとき。
- （8）正当な理由がなく、連続して3年以上管理料を納付しなかったとき。
- （9）その他市長が特に使用許可又は生前登録の取消しを必要とするとき。

（禁止行為）

第23条 霊園においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- （1）施設、設備、備品等を毀損し、又は損傷すること。
- （2）他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれがある物品若しくは動物を携帯すること。
- （3）所定の場所以外において火気を使用すること。
- （4）納骨堂内において飲食をすること。
- （5）酩酊した状態で霊園内に立ち入ること。
- （6）物品を販売し、又はこれに類する行為をすること。
- （7）貼紙若しくは貼札をし、又は広告を表示すること。
- （8）他人の迷惑となるような行為をすること。
- （9）前各号に掲げるもののほか霊園の管理上必要な指示に反する行為をすること。

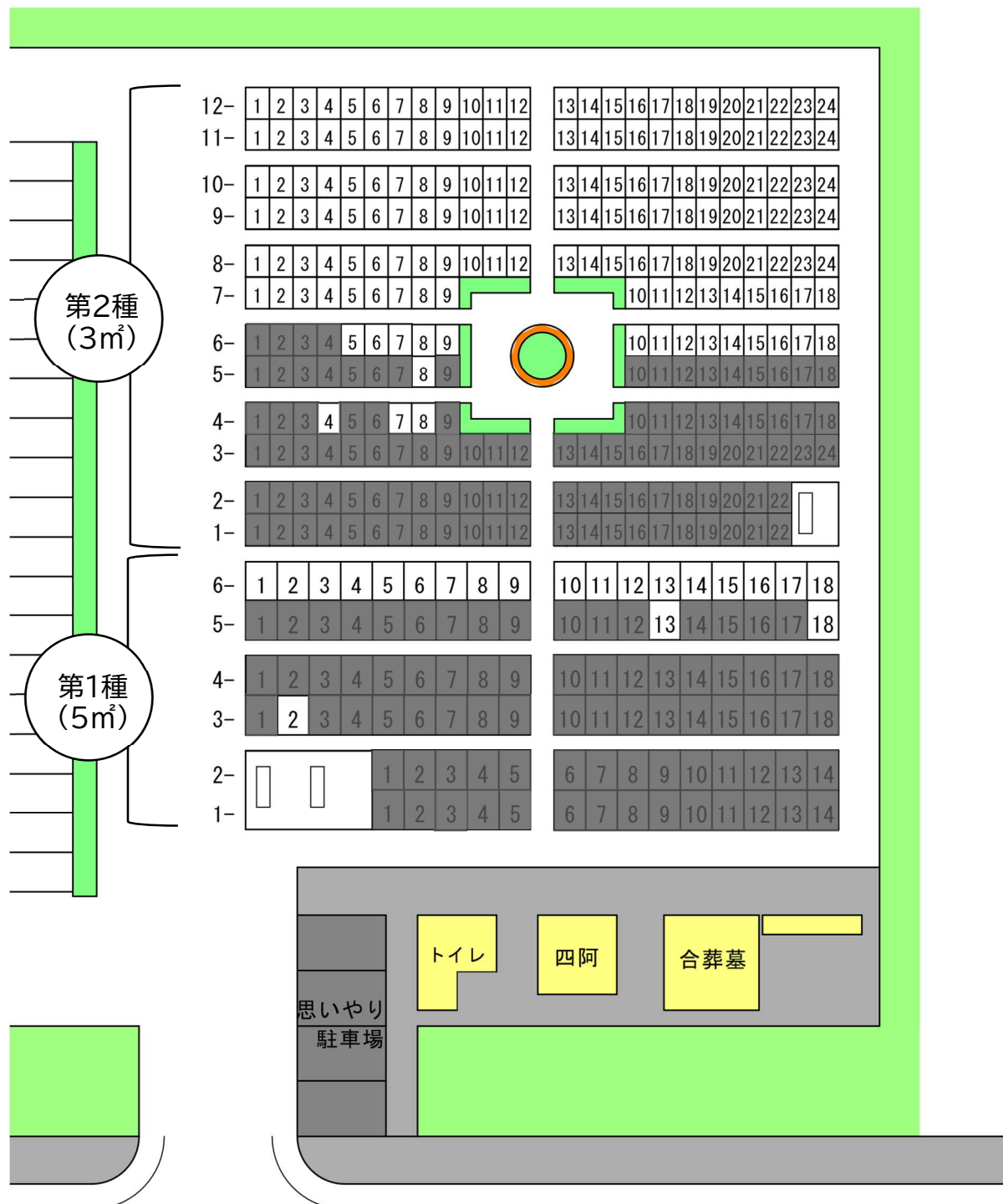
（使用権等の譲渡等の禁止）

第25条 使用許可を受けた者及び生前登録を受けた者は、使用権（第10条第1項の規定により承継を受けた使用権を含む。）及び生前登録に係る合葬墓を使用する権利（第12条第1項の規定により承継を受けた権利を含む。）を、他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

募集区画 案内図



黒く塗られていない区画が、随時申込開始時点での空き区画です。
申請順に空き区画のうち若い番号から割り振ります。



市道

← すみれヶ丘聖苑